別記様式第９号

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　山形県知事　氏　　　　名　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者職氏名

　　　 令和４年度山形県肥料コスト低減技術導入支援費補助金に係る消費税仕入

　　　 控除税額報告書

　令和　年　月　日付け農技第　　号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和４年度山形県肥料コスト低減技術導入支援費補助金交付要綱第６条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　規則第15条の補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

　　（令和　年　月　日付け　　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　金　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

（注）　記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）

　　　なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

　　(1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　(2) 付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　　(3) ３の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。

　　(4) 事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号。以下同じ。）第60条第４項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）１　記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

　　　　・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書　等、売上高を確認することができる資料

　　　　・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印があるもの）

　　　　・事業実施主体が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

　　　２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。